

岩手県市町村総合事務組合条例第4号（令和2年3月27日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（通勤）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合において、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の</p>	<p>（通勤）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合には、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日</p>

改 正 前	改 正 後																																											
<p>基準日における年齢) に応じて管理者が規則で最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の2 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が規則で最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 補償基礎額表 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職 員 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">補償基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(3) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(4) 前各号に掲げる職員以外の職員</td> <td style="text-align: center;">当該賃金等の日額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left;">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 員 の 区 分		補償基礎額	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)		(略)	(3) (略)		(略)	(4) 前各号に掲げる職員以外の職員		当該賃金等の日額	備考 (略)			<p>における年齢) に応じて管理者が規則で最低限度額として定める額に満たないとき、<u>又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の2 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が規則で最低限度額として定める額に満たないとき、<u>又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 補償基礎額表 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職 員 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">補償基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(3) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(4) 給料を支給される職員</td> <td style="text-align: center;">法第2条第4項に規定する平均給与額の例により管理者が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(5) 前各号に掲げる職員以外の職員であつて報酬が日額で定められている職員</td> <td style="text-align: center;">当該報酬の額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left;">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 員 の 区 分		補償基礎額	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)		(略)	(3) (略)		(略)	(4) 給料を支給される職員		法第2条第4項に規定する平均給与額の例により管理者が定める額	(5) 前各号に掲げる職員以外の職員であつて報酬が日額で定められている職員		当該報酬の額	備考 (略)		
職 員 の 区 分		補償基礎額																																										
(1) (略)	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
(2) (略)		(略)																																										
(3) (略)		(略)																																										
(4) 前各号に掲げる職員以外の職員		当該賃金等の日額																																										
備考 (略)																																												
職 員 の 区 分		補償基礎額																																										
(1) (略)	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
(2) (略)		(略)																																										
(3) (略)		(略)																																										
(4) 給料を支給される職員		法第2条第4項に規定する平均給与額の例により管理者が定める額																																										
(5) 前各号に掲げる職員以外の職員であつて報酬が日額で定められている職員		当該報酬の額																																										
備考 (略)																																												

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上

の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。